

代診医登録を希望される方へ

東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所
(届出番号13-地-000002)

代診医とは、東京都のへき地町村の公的医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で勤務地を一時的に離れる場合に、臨時で代替勤務をする医師のことです。東京都では、へき地町村の要請（求人）に基づき代替医師（代診医）の確保、調整を行っています。

代診医を希望される方は、以下の注意事項をよくお読みになったうえで、代診医登録を行ってください。ご不明な点は、遠慮なくお問い合わせください。

1. 東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所（「本所」）の概要

本所は、へき地医療機関に就職を希望する医療従事者の方を対象に、求人・求職の登録・相談・無料職業紹介をすることを目的に設置しています。

（対象とする事業所）

東京都内の次の町村に所在する医療機関

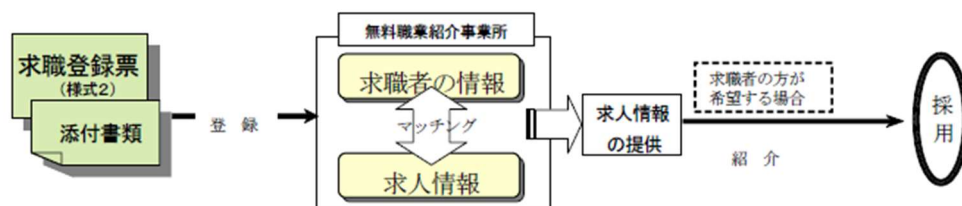
大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、
檜原村、奥多摩町

2. 代診医登録の方法

- （1）「求職登録票（様式第2号）代診医用」の網掛けされていない欄に必要事項を記入し、郵送又は電子メールにより提出してください。
- （2）**履歴書、医師免許証（写）、保険医登録票（写）を必ず添付**してください。
- （3）登録に当たり、ご提出いただいた情報を確認させていただくことがあります。

3. 紹介の流れ

- （1）代診医登録を行っていただいた後、希望に合致する代診医派遣の依頼があった場合に、本所からお知らせいたします。
- （2）募集内容をご検討のうえ、応募するか否か、本所までご連絡ください。
- （3）応募される場合は、求人者に本所から紹介します。
- （4）求人者から直接ご連絡し、現地での滞在先等の具体的な説明をさせていただきます。



4. 登録情報について

- （1）登録した事項に変更があった場合は、郵送もしくは電子メールのいずれかの方法により速やかに申出を行ってください。
- （2）本所は、申込みを受理した後、相談・紹介等を実施しない期間が**2年を経過**した場合、求職者から特段の申出がない限り、**登録を削除**し、本所が保有する個人情報速やかに破棄いたします。
- （3）本所は、登録内容に事実と異なる記載を確認した場合、登録内容の該当部分の一部もしくは全部を削除いたします。

5. 連絡先

東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所（東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課内）
(住所)〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 保健医療局医療政策部救急災害医療課内
(TEL)03-5320-4428 (e-mail) S1150402@section.metro.tokyo.jp

以下は、本所の運営に関する規程の抜粋です。登録の前にご一読ください。
詳細な規程をご覧になりたい方は、ご連絡ください。

（求職）

本所は、本所の取り扱う範囲の求職に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

（紹介の基本方針）

- 1 本所は、職業安定法第2条に規定する職業選択の自由を踏まえ、求職者に対して、希望と能力に応じた職業に就くことができるよう、求人者を紹介することを基本とする。
- 2 本所は、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。
- 3 本所は、求職者又は求人者に対し、本所の執り行う業務について、国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として差別的な取扱いは一切しない。
- 4 本所は、労働争議に対しては中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、紹介を行わないものとする。

（個人情報取扱責任者等）

- 1 東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業所（以下「本所」という。）が保有する個人情報を取り扱う職員の範囲は、保健医療局医療政策部救急災害医療課に属する職員とする。
- 2 前項の個人情報を取り扱う責任者（以下「個人情報取扱責任者」という。）は、職業紹介責任者とする。
- 3 個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱う第1項に規定する職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年に1回は実施するものとする。
- 4 個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者講習会を少なくとも5年に1回は受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めるものとする。

（個人情報の開示請求等）

- 1 個人情報取扱者は、本所が保有する個人情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格、職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
- 2 個人情報取扱者は、前項の開示請求による開示に基づき訂正（追加及び削除を含む。以下「訂正等」という。）の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく登録内容の訂正等を行うものとする。
- 3 個人情報の開示又は訂正等に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。